

○国土交通省令第七十八号

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年七月一日

国土交通大臣 北側 一雄

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の七とし、第一条の二を第一条の六とし、第一条の次に次の四条を加える。

（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第一条の二 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次に掲げるものとする。

一 荷さばき施設

二 駐車場

三 前二号の施設の機能を確保するための護岸

四 船舶のための給水施設及び給油施設

五 港湾管理事務所

六 当該岸壁その他の係留施設及び前各号の施設の敷地

七 移動式荷役機械

(法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模)

第一条の三 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該特定重要港湾の港湾計画において定められているものとする。

一 国際コンテナ埠頭ふかを構成する係留施設の総延長がおおむね千メートル

二 少なくとも一の係留施設等(外国コンテナ貨物定期船(一定の日程表に従つて就航するコンテナ貨物

の運送に係る外国貿易船(外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。))をいう。

)の使用の一単位に係る国際コンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次号において同

じ。)の前面の泊地の水深が十五メートル

三 連続する三の係留施設等のそれぞれの奥行き(一の係留施設等の面積(単位 平方メートル)を当該係留施設等に係る係留施設の延長(単位 メートル)で除して得たものをいう。)がおおむね五百メートル

(法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情)

第一条の四 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 当該特定重要港湾における年間のコンテナ取扱量及びコンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の程度が、国民経済上特に重要であること。

二 当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該特定重要港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行政機関と当該国際コンテナ埠頭の運営者その他の民間事業者との連携協力体制が整備されること。

三 当該国際コンテナ埠頭の利用の効率化及び高度化を図るための情報システムが整備されること。

四 当該国際コンテナ埠頭と道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第一号に規定する高速自動車

国道又は同法第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡が確保されること。

五 当該国際コンテナ埠頭の近傍において、輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務を行うための施設の用に供する土地の確保が容易であること。

（指定特定重要港湾の指定の公示）

第一条の五 法第二条の二第三項の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

第十五条を第十四条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第五十条第一項の国土交通省令で定める申請等及びその様式）

第十五条 法第五十条第一項の国土交通省令で定める申請等は、入港届及び出港届とする。

2 前項に掲げるものの様式は、第五号の二様式とする。

第十五条の二の見出しを「（電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等）」に改める。

第十五条の四の見出しを「（電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等の様式）」に改める。

第十五条の七を第十五条の十一とする。

第十五条の六第一項第三号イ中「（外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。次条において同じ。）」を削り、同条を第十五条の十とする。

第十五条の五の次に次の四条を加える。

（特定運営事業の認定に係る申請手続）

第十五条の六 法第五十条の四第一項の特定港湾管理者の認定を受けようとする者（以下この条から第十五条の八までにおいて「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を特定港湾管理者に提出するものとする。

- 一 特定国際コンテナ埠頭の運営の事業（以下「特定運営事業」という。）の名称
- 二 次に掲げる事項を記載した特定運営事業の計画
 - イ 特定運営事業の概要
 - ロ 特定運営事業の実施時期
 - ハ 特定国際コンテナ埠頭の位置
 - ニ 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

ホ 特定国際コンテナ埠頭における年間のコンテナ取扱量の目標

ヘ ホの目標達成の方途

三 特定運営事業の実施が当該指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

四 次に掲げる事項を記載した特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の港湾施設（以下「荷さばき施設等」という。）の工事实施計画

イ 荷さばき施設等の種類、数、規模及び構造

ロ 荷さばき施設等の工事に要する費用の概算

ハ 荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

五 次に掲げる事項を記載した荷さばき施設等の管理運営計画

イ 荷さばき施設等の管理運営の体制

ロ 荷さばき施設等の利用者の選定の基準

ハ 荷さばき施設等の利用料の額及びその算出方法

六 次に掲げる事項を記載した荷さばき施設等に係る資金計画

イ 資金計画の概要

ロ 資金の調達方法

ハ 資金の使途

七 荷さばき施設等に係る収支計画

八 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 貸付けを希望する期間

ロ 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設のうち貸付けを希望するものの種類、数、規模及び構造

九 その他特定運営事業の実施に関し必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- ロ 役員又は社員の履歴書
- ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿
- ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- ホ 組織を明らかにする書類
- ヘ 法第五十五条の八第一項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けを申請する場合にあつては、当該貸付けの申請に関する意思の決定を証する書類
- 二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書
 - ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
 - ニ 組織を明らかにする書類
- 三 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合にあつては、貸付けを希望する特定国際コンテナ埠頭の位置を表示した縮尺五万分の一以上の

平面図及び当該特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万分の一以上の平面

図

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(法第五十条の四第一項第四号の国土交通省令で定める要件)

第十五条の七 法第五十条の四第一項第四号の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 申請者が当該荷さばき施設等の建設又は改良及び管理を適確に行う能力を有するものであること。

二 当該荷さばき施設等の工事实施計画が次の基準に適合するものであること。

イ 当該荷さばき施設等の位置、規模及び構造が当該特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化のために適切であること。

ロ 当該荷さばき施設等の供用を開始する時期が当該特定国際コンテナ埠頭における需要の動向に照らして適切であること。

三 当該荷さばき施設等の管理運営計画が当該特定国際コンテナ埠頭の公正、かつ、効率的な利用に資するものであること。

四 当該荷さばき施設等に係る資金計画及び収支計画が第二号の工事実施計画及び前号の管理運営計画を実施するために適切なものであること。

(認定の申請の内容の公衆の縦覧手続)

第十五条の八 特定港湾管理者は、法第五十条の四第四項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

2 特定港湾管理者は、法第五十条の四第四項の規定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると特定港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 第十五条の六第一項第一号から第五号まで（同号ハを除く。）に掲げる事項の概要
- 三 意見書の提出方法、提出期限及び提出先
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定港湾管理者が必要と認める事項

(法第五十条の四第六項の国土交通省令で定める事項)

第十五条の九 法第五十条の四第六項の国土交通省令で定める事項は、認定運営者の認定理由その他特定港湾管理者が必要と認めるものとする。

第十七条中「第五十五条第一項」を「第五十四条の二第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の二 法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 貸付けに係る港湾施設の位置及び名称
- 二 貸付けに係る港湾施設の種類及び数
- 三 貸付けの時期及び期間
- 四 貸付けに係る港湾施設ごとの貸付料の算出方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定港湾管理者による港湾の適正な運営に関し必要な事項

(特定国際コンテナ埠頭の貸付契約の内容)

第十七条の三 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾

施設を貸し付ける者（以下「貸付者」という。）は、認定運営者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一 貸付者は、認定運営者が法第五十条の四第八項の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除するものとする。

二 貸付者は、認定運営者が法第五十条の四第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、認定運営者が法令若しくは当該貸付契約に違反したとき又は特定運営事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができるものとする。

三 貸付者は、特定運営事業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な限度において、認定運営者に対し、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができ、認定運営者はこれに応じなければならないものとする。

四 認定運営者は、貸し付けられた港湾施設を第三者に長期間転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとする。

五 認定運営者は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとする

ときは、貸付者の承諾を得なければならないものとする。

六 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を認定運営者以外の者の利用に供すべきことを認定運営者に指示したときは、認定運営者はその利用を受忍しなければならないものとする。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定める港湾施設)

第二十七条の二 法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、特定国際コンテナ埠頭を構成する岸壁その他の係留施設に係留される船舶に係る輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設とする。

(準用規定)

第二十七条の三 第二十一条の規定は特定港湾管理者が法第五十五条の八第一項の国の貸付けを受けようとする場合について、第二十二条の規定は令第十条第一項において準用する令第五条第一項第四号の国土交通省令で定める事項について、第二十三条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の特

定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の価額について、第二十四条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の国土交通省令で定める割合について、第二十五条及び第二十六条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の利益の額について、第二十七条の規定は法第五十五条の八第一項の特定港湾管理者の貸付けを受ける認定運営者について準用する。この場合において、第二十一条、第二十二條及び第二十五条から第二十七条までの規定中「特定用途港湾施設」とあるのは「荷さばき施設等」と、第二十一条第一項中「前条の通知を受けた港湾管理者」とあり、及び「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、「出資の金額並びにその時期」とあるのは「その時期」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と、同条第二項第二号中「岸壁又は棧橋並びに令第四条第二項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあつては、廃棄物埋立護岸に限る。）」とあるのは「第二十七条の二の港湾施設」と、第二十二條中「令第六条第九号」とあるのは「令第十条第一項において準用する令第六条第九号」と、同条第一号中「（当該施設の利用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法を変更する場合を除く。）」とあるのは「（当該施設の利用者の選定の基準又は利用料の額若しくはその算出方法を変更する場合を除く。）」と読み替えるものとする。

第五号様式中「こら門」を「閘門^{こう}」に、^{りょう}「さん橋」を「棧橋」に、「浮さん橋」を「浮棧橋」に、「橋りょう」を「橋梁」に、「港湾労働者」を「港湾における労働者」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

入 出 港 届 GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date [※] ; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 [※] Attached document [※] (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer	
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List		
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
 2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
 3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked "※"
 2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8"

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

年 月 日

〇〇港特定港湾管理者
〇 〇 〇 〇 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印

特定運営事業認定申請書

港湾法第50条の4第1項に規定する特定国際コンテナ埠頭の運営の事業（以下「特定運営事業」という。）に係る認定を受けたいので、港湾法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 特定運営事業の名称

名 称 〇 〇 港 〇 〇 地 区 〇 〇 埠 頭 〇 〇 事 業

2 特定運営事業の計画

2-1 特定運営事業の概要

2-2 特定運営事業の実施時期

事業開始の予定期日 年 月 日

2-3 特定国際コンテナ埠頭の位置

〇 〇 港 〇 〇 地 区 〇 〇 埠 頭（別添位置図のとおり）

2-4 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	摘 要

--	--	--	--	--

2-5 上記港湾施設の配置図（別添配置図のとおり）

2-6 特定国際コンテナ埠頭における年間のコンテナ取扱量の目標

2-7 上記の目標達成の方途

3 特定運営事業の実施が〇〇港の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

4 荷さばき施設等の工事实施計画

4-1 荷さばき施設等の種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	摘 要

4-2 上記荷さばき施設等の配置図（別添配置図のとおり）

4-3 荷さばき施設等の工事に要する費用の概算

4-4 荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日

5 荷さばき施設等の管理運営計画

5-1 荷さばき施設等の管理運営の体制

5-2 荷さばき施設等の利用者の選定の基準

5-3 荷さばき施設等の利用料の額及びその算出方法

6 荷さばき施設等に係る資金計画

6-1 資金計画の概要

(単位：百万円)

年 度	収 入				支 出								単年度 過不足額	年度末 累積収支	
	事業 収入	借入 金	その 他	計	建設 ・ 改良 費	維持 費	一般 管理 費	元 金 償還金	支払利息		諸税 等	その他			計
									長期	短期					
計															

6-2 資金の調達方法

6-3 資金の使途

7 荷さばき施設等に係る収支計画

(単位：百万円)

年 度	収 益			費 用			単年度収支
	事業収益	事業外収益	計	事業費用	事業外費用	計	
計							

8 法第55条第1項、第4項又は第5項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けの希望の概要

8-1 貸付けを希望する期間

8-2 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設のうち貸付けを希望するものの種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	摘 要

8-3 上記港湾施設の配置図（別添配置図のとおり）

8-4 上記港湾施設について原状の変更を行う場合にあつては、その内容（工事概要）

9 その他特定運営事業の実施に関し必要な事項

10 添付書類の目録

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 3 申請者が法人を設立しようとする発起人、社員又は設立者であるときは、その旨を明らかにすること。
- 4 2-2は、特定運営事業の開始時期が特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設ごとに異なるときは、その旨を明らかにすること。
- 5 3は、特定運営事業の実施により、当該指定特定重要港湾の港湾費用（入港関係費用、港湾施設費用及び荷役費用をいう。）の低減及びサービス水準の向上が図られるものであることを明らかにすること。
- 6 6-1の資金計画の概要は、
 - (1) 少なくとも収支計画の単年度収支が黒字になる年度分まで作成すること。
 - (2) 「諸税等」欄には、諸税、登記手数料等を記入すること。
- 7 7の収支計画は、少なくとも単年度収支が黒字になる年度分まで作成すること。

8 8-4は、当該港湾施設の構造上、安全が確保されることを明らかにし、かつ、工程表を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条を第十四条の三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第十五条の二及び第十五条の四の改正規定は、平成十七年十一月一日から施行する。

(国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

2 国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年国土交通省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第一条の二第五号」を「第一条の六第五号」に改める。